

まちづくり事業費補助金について

この制度は、市民の皆さんが行うまちづくり振興事業を支援・援助することで、活力とうるおいのあるまちづくりの推進を図り、地域振興の向上を目的とした補助制度です。

補助金の申請手続き及び注意事項は次のとおりです。

1. 補助対象事業

- (1) 常滑市を市内外に広くPRする事業
- (2) 地域振興及びまちづくりや人づくりをするモデル事業
- (3) 伝統的地域文化の保存事業

2. 補助額

補助金の交付額は、次に掲げる額とします。

- (1) 新規事業：補助対象事業費の3分の2以内 **上限 30万円**

※新規事業とは、申請初年度から3年以内の事業のことを指します。ただし、前年度と比べ内容が著しく異なる場合は、新規事業扱いとします。

- (2) 継続事業：補助対象事業費の3分の1以内 **上限 20万円**

※同一事業の申請から4年目以降は継続事業とします。

- (3) チャレンジ事業：対象事業費の4分の3以内 **上限 30万円**

※新設した団体の活動を支援します。(設立後3年間が対象)

- (4) まちづくり学生応援事業：対象事業費の全額 **上限 15万円**

※3名以上の学生(高校生以上)で構成される、若い世代の団体のまちづくりへの挑戦を支援します。

(留意事項)

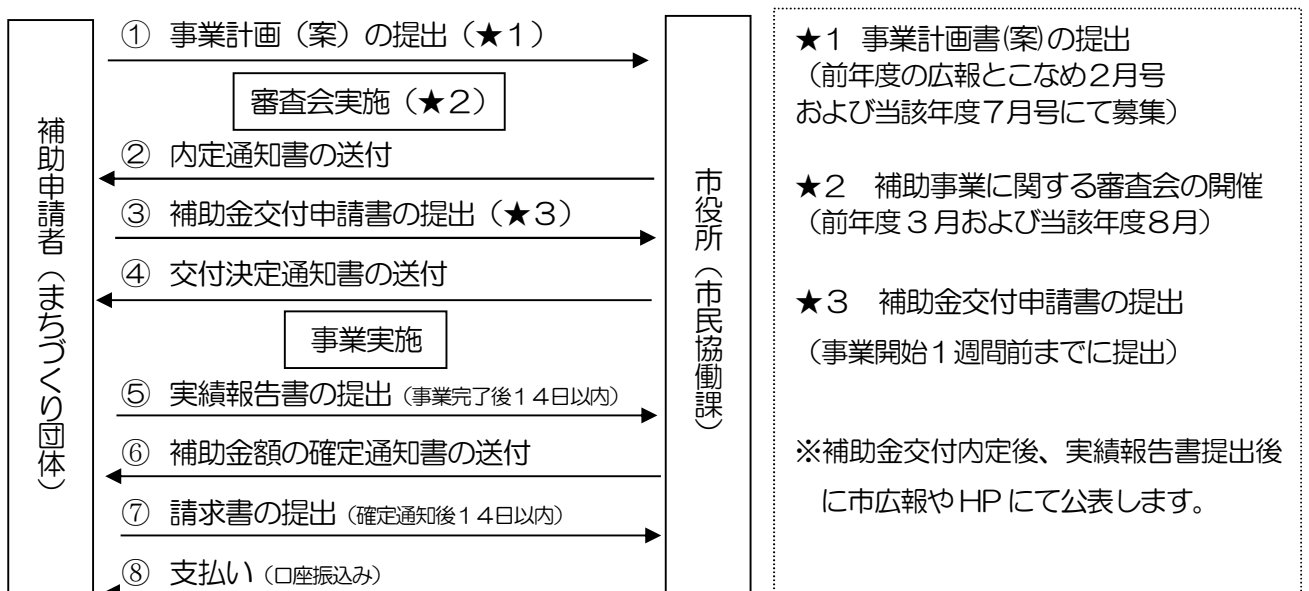
- ・1万円未満の端数については、切り捨てとします。
- ・その他の補助金又は委託料が含まれる事業がある場合は、対象事業費から控除するものとします。
- ・補助事業に係る売上金がある場合は、補助対象事業費の総額から控除するものとします。
- ・収入額が支出額を上回った場合、差額については交付決定通知額より控除するものとします。
- ・実績報告時の補助対象事業費が交付申請時の補助対象事業費より20%以上減額した場合は、減額した割合分を交付決定通知額より控除するものとします。

3. 補助対象事業期間

- ・第1回(3月審査会事業) 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・第2回(8月審査会事業) 令和6年9月1日～令和7年3月31日

(※8月31日までに終わる事業は対象外)

4. 申請手続きの流れ



5. 計画書(案)の提出について

【提出期間】

- 第1回（3月審査会） 令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）
第2回（8月審査会） 令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）

- ・提出期間内に、事業計画書(案)及び団体の概要が分かる資料を提出してください。
- ・審査会を経て、内定通知書を送付します。

6. まちづくり事業費補助金補助事業審査会について

◎第1回 3月審査会

- ・日 時 令和6年3月9日（土）10:00～
- ・場 所 常滑市役所 1階会議室A・B

◎第2回 8月審査会

- ・日 時 令和6年8月3日（土）10:00～
- ・場 所 常滑市役所 1階会議室A・B

実施内容

- ① 補助対象事業及び補助額の決定方法について説明
- ② 申請者による事業説明、質疑応答（1団体あたりの時間制限を設けます。）
- ③ 審査及び審査結果の発表
※審査会の結果を踏まえ、市長が最終決定します。

- ・補助事業を受ける団体は必ず審査会に出席してください。
- ・審査会へ参加できるのは、年度内どちらか1回です。

7. 補助金交付申請について

【様式第1号】まちづくり事業費補助金交付申請書

※事業開始の1週間前までに提出してください。（4月第1週に開始する場合は、開始前日まで。）

（添付資料）

- 事業計画書
- 団体の規約、名簿
- 収支予算書

- ・収入のうち市補助金以外については、できるだけ詳しく書いてください。
- ・支出の項目欄は、事業費とその他に分類して書いてください。
（事業費）…事業に必要な経費を記入
※補助対象外経費は、その他の欄に記入してください。
（その他）…食糧費、備品購入費、予備費など。

8. 補助金実績報告について

【様式第4号】まちづくり事業費補助事業実績報告書

※事業完了後14日以内または、令和7年3月31日のいずれか早い時期までに提出してください。

（添付資料）

- 収支明細書
- 成果表（イベントの場合は写真等で可、製作事業の場合は成果品を提出）
- 領収書
 - ・原本とコピー1部を提出してください。（原本は、確認後に返却します。）
 - ・領収書は支出項目ごとに分け、重ねず1枚ずつのり付けしてください。
 - ・領収書の内容がわかるように必ず但し書を記入してください。（明細書がある場合は添付してください。）
 - ・領収書の宛名は、補助申請団体名または補助申請代表者名と同一にしてください。

【様式第6号】まちづくり事業費補助金請求書

- ・補助金額の確定通知後、14日以内に提出してください。
- ・口座名には、必ずフリガナを記入してください。（フリガナが30文字を超える場合は、別名登録の名称を欄外に記入してください。）
- ・口座名が補助申請者と完全一致でない場合は委任状が必要となります。

9. その他

- ・申請書等は、A4用紙（データも可）で提出してください。
- ・申請書等は、5年間保存してください。